

太田市地区集会所等建設用地取得事業補助金交付要綱

平成17年 3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市行政区において地区住民相互の親睦、文化の向上及び地区内自治の拠点として、集会所等（以下「集会所」という。）の新築、増築、改築又は改造（以下「新築等」という。）をする場合において、新築等に必要用地の買収等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するため、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、行政区に交付する。

2 補助対象事業は、次に該当する要件を満たす集会所の建設用地取得事業とする。

- (1) 神社、仏閣等の所有地を借用することができないものであること。
- (2) 市等の所有地を借用することができないものであること。
- (3) 民間人等の所有地を借用することができないものであること。

(補助対象面積)

第3条 補助対象面積は、次の表に掲げる建築面積を標準として同表右欄に規定する面積を基準とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

行政区構成世帯数（世帯）	集会所の面積（m ² ）	用地の面積（m ² ）
150未満	39.6以上 70以下	350以下
150以上 300未満	39.6以上 100以下	500以下
300以上 600未満	39.6以上 150以下	650以下
600以上	39.6以上 200以下	800以下

(補助対象事業費)

第4条 補助対象事業費は、集会所の新築等に必要用地の買収に要する経費とし、次項に規定する1平方メートル当たりの取得単価に、前条の規定により決定される用地面積を乗じて得た額並びにこれに附帯する補償費及び造成費

を加算した額とする。

- 2 1 平方メートル当たりの取得単価は、地価公示法（昭和44年法律第49号）の規定による公示価格を基準として買収する土地の位置、地積、形状、環境その他の要因を比較考慮し、適切に算定された価格とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業費に補助率2分の1を乗じて得た額とする。ただし、限度額を500万円とする。

- 2 前項の規定により、補助率を乗じて得た額が500万円を超える場合において、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（補助金の交付の方法及び時期）

第6条 補助金は、行政区の区長と行政区が買収しようとする土地の所有者との間に土地売買契約が締結された後交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市地区集会所等建設用地取得事業補助金交付要綱（昭和58年8月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(参考)

太田市地区集会所等建設用地取得事業補助金交付要綱実施細目

太田市地区集会所等建設用地取得事業補助金交付要綱実施細目は、次に定めるところによる。

- 1 第3条におけるただし書の、市長が必要があると認めた場合はこの限りでないとは、集会所付近に適当な駐車場等がなく利用者が不便を来す場合であって、駐車場用地等のために必要な最小限度の用地を確保する場合をいうものであること。
- 2 第4条における造成費とは、集会所建設用地の造成に係る擁壁工事、埋立工事及び用排水路整備工事をいうものであること。
- 3 第5条における補助率を乗じて得た額が500万円を超える場合において、市長が特に必要があると認めた場合とは、第4条に規定する造成費及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき定められた市街化区域等で、用地取得価格が高額であって住民負担に困難が予測される場合等をいうものであること。